物価2

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	宮城県	電話番号	0225-82-1111（内線1237）
地方公共団体名	東松島市	メールアドレス	t-ebara@city.higashimatsushima.miyagi.jp
都道府県・市町村コード（5桁）	04214		
担当部局課名	復興政策部復興政策課		
担当者氏名			

交付対象経費（地方単独事業費）		
	国の R5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	98,792
	国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	245,000
	国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	7,100
	国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	259,600
	国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	19,340
	国の R5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-

既配分額 国の R5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	-
既配分額 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	185,864
既配分額 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	6,638
既配分額 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	
既配分額 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	-
既配分額 国の R5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
今回配分予定額 国の R5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	98,792
今回配分予定額 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	46,466
今回配分予定額 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	462
今回配分予定額 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	259,600
今回配分予定額 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	19,340
今回配分予定額 国の R5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
配分予定額計 国の R5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	98,792
配分予定額計 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	232,330
配分予定額計 国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	7,100
配分予定額計 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	259,600
配分予定額計 国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	19,340
配分予定額計 国の R5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
配分予定額計	617,162

国の R5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分）	98,792
国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年11月通知分）	185,864
国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年1月通知分）	46,466
小計 交付限度額②	232,330
国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年11月通知分）	6,638
国の R5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年1月通知分）	1,662
小計 交付限度額③	8,298
国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和5年12月通知分）	259,850
国の R5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和5年12月通知分）	19,340
国の R5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和●年●月通知分）	-
自動計算分	-
手動入力分	-
本省組越希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）	-
本省組越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	-
本省組越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	1,198
本省組越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費）交付限度額④に係る希望額）	250
本省組越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費）交付限度額⑤に係る希望額）	-
本省組越希望額（R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）	-
交付限度額計	618,610

移替先	総務省

基礎交付法の対象範囲	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の R5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B 3 国の R5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B 4 国の R5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
											合計	639,075	629,832	98,792	245,000	7,100	259,600	19,340	-	9,243											
住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		252,100	252,100	-	245,000	7,100	-	-	-	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 3500世帯×70千円 事務費　7100千円 事務費の内容　［雇用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯 （3500世帯）	－	○	－	R5.12	R6.3	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割世帯のみ課税世帯）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		103,100	103,100	-	-	-	100,000	3,100	-	-	①物価高が続く中で住民税均等割のみ課税世帯等への支援を行う。 ②住民税均等割のみ課税世帯等への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯等　1000世帯×100千円 事務費　3100千円 事務費の内容　［雇用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料 人件費 として支出］ ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 （1000	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
こども加算（一体給付）	3	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（低所得者の子育て世帯）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		52,600	52,600	-	-	-	50,000	2,600	-	-	①物価高が続く中で子育てをしている低所得世帯への支援を行う。 ②子育てをしている低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　50,000千円 ・R5年度分の住民税非課税世帯の子供　700人×50千円 ・R5年度分の住民税均等割りのみ課税世帯の子供　200人×50千円 ・新たに住民税非課税等となる世帯の子供　100人×50千円 事務費　2600千円 事務費の内容　［雇用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料 として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯の子供、R5年度	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（新たな住民税非課税等世帯）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		24,840	24,840	-	-	-	20,000	4,840	-	-	①新たに住民税非課税または住民税均等割となる世帯への支援を行う。 ②対象世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R6年度住民税非課税世帯及び均等割のみ世帯200世帯×100千円 事務費　4,840千円 事務費の内訳　［雇用費、役務費、業務委託料として支出］ ④R6年度新たに住民税非課税または住民税均等割となる世帯	－	○	－	R6.3	R6.3	対象者把握率100%	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
調整給付（一体給付）	5	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（調整給付）（事務費）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		104,780	98,400	-	-	-	89,600	8,800	-	6,380	①定額減税しきれない見込まれる方への給付を行う。 ②対象者への給付金及び事務費 ③給付金額　対象者　900人×100千円、900人×200千円、900人×200千円、 890人×400千円 事務費　15,180千円 事務費の内訳　［雇用費、役務費、業務委託料として支出］ ④定額減税しきれないと見込まれる方	－	○	－	R6.2	R6.3	対象者把握率100%	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
※事務連絡参照 給付支援サービス（一体給付）	6											-	-	-	-	-	-	-														
※事務連絡参照 住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費（家計急変への措置に係る一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	7											-	-				-	-	-	-												
※事務連絡参照 住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費（家計急変への措置に係る一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											-	-	-	-	-			-	-												
対象取捨外 住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											-	-		-	-			-													

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の形補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の形補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の形補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の形予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B 3 国の形予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B 4 国の形予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をぶぞれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
10	R5.補正	推奨事業	○	○	○	ひがしまつしま商品券発行事業（物価高騰対策支援）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		69,000	69,000	69,000						－	①物価高騰により消費が減少したことを踏まえ、購買意欲の喚起、地域経済の活性化を図るため、3割増商品券を販売するもの。 ②3割増商品券に係る割増分経費及び事務費(20,000セット発行) 【内訳】 販売価格10,000円、使用額面13,000円 販売セット数：20,000セット ③商品券印刷・販売・換金等に関する経費 ・割増分換金経費 3,000円×20,000セット＝60,000千円 ・運営費補助 9,000千円 ④東松島市商工会	－	－	－	R6.3	R6.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用		対象分野に関連しない		R5補正（地）
11	R5.補正	推奨事業	○	○	○	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		3,460	2,360	2,360						1,100	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により予期せず家計が急変したことにより収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯に対し給付するもの。 ②1世帯あたり12万円 ③住民税非課税世帯に対する給付額と同額の7万円×家計急変世帯50世帯＝3,500千円 ④家計急変世帯	－	○	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する		対象分野に関連しない		R5補正（地）
12	R5.補正	推奨事業	○	○	○	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業（子育て世帯）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		1,000	1,000	1,000						－	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により予期せず家計が急変したことにより収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯のうち、子育て世帯に対し加算金を給付するもの。 ②子供の人数 1人あたり5万円 ③住民税非課税世帯に対する給付額と同額の5万円×家計急変世帯20人＝1,000千円 ④家計急変世帯	－	－	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する		対象分野に関連しない		R5補正（地）
13	R5.補正	推奨事業	○	○	○	医療機関等向け物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,440	5,440	5,440						－	①エネルギー価格等の物価高の影響を受ける市内の医療機関等（病院・診療所・助産所・調剤薬局）に、支援を行い、地域医療安定化を目的とする。 ②支援金 ③病院（20床以上） 1床あたり10千円×272床＝2,720千円 診療所（内科など） 80千円×20ヶ所＝1,600千円 診療所（歯科） 80千円×14ヶ所＝1,120千円 計5,440千円 ④市内医療機関等 病院（病床20床以上）2ヶ所、診療所（内科など）20ヶ所、診療所（歯科）14ヶ所、（対象基準日：令和5年12月1日）	－	－	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	医療（光熱費関係）			R5補正（地）
14	R5.補正	推奨事業	○	○	○	保育・教育施設物価高騰対策支援金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		2,725	2,725	2,725						－	①コロナ後後における食料品等物価及び電気、ガス、原油等エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の保育施設及び私立高校の負担軽減を図るもの。 ②市内公立保育所及び私立高校における施材料費、私立保育施設における施材料費及び電気・ガス・原油等エネルギー価格高騰に対する負担軽減支援金 ③総事業費 2,725千円 ■公立保育所 施材料費 1ヵ所あたり100千円×7ヵ所＝700千円 ■私立保育施設 ○保育園（3ヶ所） 施材料費 1ヵ所あたり100千円×3ヵ所＝300千円 エネルギー価格高騰支援 1ヵ所あたり250千円×3ヵ所＝750千円 ○小規模保育施設A・B型（2か所） 施材料費 1ヵ所あたり25千円×2ヵ所＝50千円 エネルギー価格高騰支援 1ヵ所あたり75千円×2ヵ所＝150千円 ○企業主導型保育事業施設（1か所） 施材料費 1ヵ所あたり50千円×1ヵ所＝50千円 エネルギー価格高騰支援 1ヵ所あたり75千円×1ヵ所＝75千円 ■私立高校 施材料費 1ヵ所あたり250千円×1ヵ所＝250千円 エネルギー価格高騰支援 1ヵ所あたり1400千円×1ヵ所＝400千円 ④市内の公立保育所及び私立保育施設、私立高校 ●実施時期 始期：予算成立次第 終期：令和6年3月末 ※令和5年度中の事業完了を見込むもの。	－	－	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
15	R5.補正	推奨事業	○	○	○	市民生活維持協力金支給事業（燃油高騰対策）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		7,540	7,485	7,485						55	①社会インフラとしての役割が大きい運送事業者（道路貨物運送業、タクシー業、運転代行業を営む事業者）を事業支援するため、市民生活維持協力金（燃油高騰対策）を支給するもの。 ②事業全般に活用でき給付金を給付 ③1．運送業 13千円×520台＝6,760千円 2．タクシー業 13千円×55台＝ 715千円 3．運転代行業 13千円× 5台＝ 65千円 合計7,540千円 ④市内において道路貨物運送業、タクシー業、運転代行業を営む事業者	－	－	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正（地）
16	R5.補正	推奨事業	○	○	○	一次産業燃油・資材等価格高騰対策事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業に対する物価高騰対策支援		12,490	10,782	10,782						1,708	①原油や資材等の高騰による燃油や配合飼料等の生産経費の負担が増加し、経営状況が悪化している一次産業者に対して、事業継続を下支えするため、市独自の支援金を支給するもの。 ②農水商産業者 1【施設園芸農業者】A重油、灯油、LP（プロパン）ガス 2【水産業者】A重油、軽油、ガソリン 3【土地利用型農業者】粒線選製施設に使用する灯油等 4【畜産業者】牛及び豚に給与する配合飼料 ③1）支援金 A重油、灯油 600,000ℓ× 3.5円＝2,100千円 LPガス 4,400㎥× 3.5円＝15.4千円 2）支援金 A重油、軽油、ガソリン 1,850,000ℓ× 3.5円＝6,475千円 3）支援金（灯油等） 120,000ℓ× 10円＝1,200千円 4）支援金（配合飼料） 870t×2千円＝1,740千円 合計 11,520.4千円 ≒11,600千円 ④施設園芸農業者、水産業者、土地利用型農業者（稲、麦、大豆）、畜産業者	－	－	－	R6.3	R6.3	支給率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する	農林水産・食品分野			R5補正（地）